



### 表彰状

特定非営利活動法人 環境市民様

貴団体は環境にやさしい消費行動を促す「グリーン購入シスターズ」の取組を普及させるとともに、京都グリーン購入ネットワークの設立・運営に中心的役割を果たすなど、「環境先進地・京都」を目指す市民意識の高揚に大きく寄与されました。京都府関係誌を日におたりその活動をいたし、一層の御活躍を期待し、京都府環境トッパランナーとしてこれを表彰します。

平成十七年六月十七日

京都府知事 山田啓二

# 京都府知事から 授与された賞状

## グリーン購入、グリーンコンシューマー活動の普及。 京都グリーン購入ネットワークの立ち上げへの参画

2005.6.17



# 循環型社会形成推進基本計画

## 第1章 現状と課題

第1節「現状」、そのとおりと思う。

## 第2章 循環型社会のイメージ〈5年後のイメージ〉

5年でここまで変わることができたらすごい。

以下、

## 第3章 数値目標

## 第4章と第5章 国や各主体の役割・関わり

## 第6章 関連する個別法の役割や改訂時期などが記載

第2章に記された「循環型社会のイメージ」をぜひ実現したい。



## 第2章の「循環型社会のイメージ」

多くの市民団体・NPOが求め、目指してきたもの  
また、環境問題に真剣に取り組み、  
環境経営を目指す企業にとっても心強いはず

どのように実現するかが大きな課題

各主体のこれまで以上の奮闘が求められるが、  
個人の心がけ、一部企業のがんばりだけでは  
実現しない。



## 第2章「イメージ」と目標のずれ

第3章「目標」の中で、  
一般ごみ〈家庭系・事業計〉の削減目標20%

〈平成12年度比・目標年度平成22年度〉

意欲的な目標だが、ただし書きとして、  
「資源回収されたものを除く」と記されている。

つまり、家庭や事業所から出るごみが増え続けても、  
リサイクルが盛んになれば目標は達成できる。

発生抑制の考えでいけば、資源回収されたものを含めた削減目標が必要ではないだろうか



# 「循環基本法」廃棄物処理の優先順位

第4章 第4節に「循環基本法」に規定された  
廃棄物処理の優先順位が紹介されている。

廃棄物処理の優先順位、

1. まず発生させない〈発生抑制〉
2. 再使用できるものはリユースする
3. 再生利用〈マテリアルリサイクル〉
4. 熱回収〈サーマルリサイクル〉
5. 適正処分

でも、本当に必要なのは  
「ものづくりの優先順位」では

## 個別法を見ると 容リ法の場合

消費者 ↔ 自治体 ↔ 企業 三者の役割分担 というけれど



### 自治体の責務

市民から容器包装ごみを回収し、選別・プレスし、  
10トン程度集まるまで保管する。

### 事業者の再商品化義務

引き取りの際、再生業者が有償で引き取るようであれば、  
容器包装の利用事業者(特定事業者)の再商品化義務は発生しない



## 個別法を見ると 容り法の場合

(財) 日本容器包装リサイクル協会への委託費用を、  
容器 1 本あたりに換算すると... (平成17年度)

無色ガラス	内容量 300ml	ビン重量 280g	0.73円
その他ガラス	内容量 300ml	ビン重量 280g	1.79円
ペットボトル(大)	内容量 1.5ℓ	ボトル重量 60g	1.87円
ペットボトル(小)	内容量 500ml	ボトル重量 15g	0.47円
一升びん	内容量 1.8ℓ	ビン重量 950g	2.47円

(↑ワンウェイで使われた場合)

再商品化義務の発生する容器についても、  
再商品化のための委託金は非常に安い。